

転出証明書 郵便請求書

請求日 令和 年 月 日

これからの住所	都・道 府・県 (マンション名、室番号等)	市・区 町・村	番地 番号
これからの世帯主氏名			
異動年月日	令和 年 月 日 ※新住所に住み始めた日を記入してください。		

今までの住所	浜松市 区	町 丁目	番地 番号
今までの世帯主氏名	(マンション名、室番号等)		

<異動者の氏名>		浜松市での統柄	性別	生年月日	マイナンバーカード等の交付※裏面●
※転出する人、全員をご記入ください。 ※外国籍の方は、在留カードどおりのアルファベット氏名をご記入下さい。			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無

請求者	住所	□上記、新住所に同じ		
	氏名 押印	印		□ 転出者との統柄 □ 本人(法定代理人) □ 新・旧世帯主
	昼間に連絡のつく 電話番号	TEL (携帯・自宅等)	— —	
備考欄	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの申請 □未申請 □申請中 (申請者氏名:) <ul style="list-style-type: none"> ●紛失した書類 □国民健康保険資格確認書 □介護保険被保険者証 □後期高齢者医療資格確認書 □市民カード <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">●自己負担割合の証明書 → □必要 (後期高齢者医療に該当している人のみ記入)</div>			

※「氏名・押印」欄については、請求者自身が署名した場合は、押印不要です。

※裏面の注意事項も必ずお読みください。

★同封するもの(①は必ず同封してください。※②～⑥は該当する場合に同封してください。)

①請求者の本人確認ができる身分証明書等のコピー

マイナンバーカードや運転免許証、パスポート(旅券)、健康保険資格確認書等のコピー。

なお、郵送で転出届をした場合は、届出があったことを届出人宛(旧住所)に通知します。

※②送料分の切手を貼付した返信用封筒(これからの住所及び氏名を記載)

請求書と違う住所には送付できません。

※③国民健康保険資格確認書(有効期限内のもの)

※④介護保険被保険者証または介護保険資格者証

※⑤後期高齢者医療資格確認書

} … 国民健康保険、介護保険、
後期高齢者医療に該当している人

③、④、⑤を紛失した場合は、備考欄の該当項目にレ点を付けてください。事情があつて同封できない場合は、その理由を必ずご記入ください。

⑤後期高齢者医療に該当している人には、自己負担割合の証明書(「負担区分等証明書」)を交付します。請求書備考欄の「自己負担割合の証明書」の項目『必要』にレ点を付けてください。証明書は転出証明書に同封します。

※⑥市民カード

印鑑登録をしていた人は、カードをはさみで切るなどしたうえで同封してください。

●マイナンバーカードについて <カードを同封する必要はありません>

マイナンバーカードの交付を受けている人は、転出をした日から届出までの期間によって、取り扱いが異なるのでご注意ください。

◎法定の期間内(転出した日の翌日から起算して14日以内)に転出届をする場合は、転入届の特例が適用されます。

⇒ 転出証明書は交付されません。転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡します。
必ず、昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

転出証明書が必要となる事情がある場合以外は、返信用封筒は不要ですが、特例転出に該当しない場合など、追加で返信用封筒を依頼することができます。

転入手続きには、マイナンバーカード(暗証番号の入力が必要です)を使用するため、転出証明書は交付されません。また、現在お使いのカードは、転入後に引き継ぎ使用することができます。
マイナンバーカードの継続利用については、転入先市区町村へお問い合わせください。
※マイナンバーカードを紛失した場合…備考欄に『マイナンバーカード紛失』と明記ください。
転出証明書を交付します。(請求者は、カードを紛失した人としてください。)

◎法定の期間を超えて転出届をする場合、交付を受けているマイナンバーカードは失効します。

⇒ 転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。
マイナンバーカードは転入先の市区町村の窓口へ返納してください。

(転出者にマイナンバーカード申請中の人がいる場合は、備考欄に申請者氏名とマイナンバーカード申請中である旨をご記入ください。)

注意事項

※ 世帯の中に浜松市に残る人がいる場合

世帯主が転出する場合は、原則として郵便での手続きができません。

世帯主変更の手続きが必要になりますので、浜松市 各区役所の区民生活課、または行政センター、協働センターで手続きをしてください。

※ 引越しして間もない時は、ポストや玄関に表札を出してください。(配達されないおそれがあります)